

TPP改正による著作権法114条4項の適用検討事例 ～填補賠償の原則論と3項損害論への法定賠償の導入の可否～

知財高判令和元年10月23日（平31（ネ）10018）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

小池綜合法律事務所
知的財産法研究会 弁護士 小池 眞一

第1 事案の概要

本件は、著作権等管理事業法に基づき登録を受けた著作権等管理事業者であり、放送法で定めるテレビジョン放送による地上基幹放送を行う放送事業者から信託によって著作権及び著作隣接権の有線放送権等の管理委託を受けた被控訴人（一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会）が、四国地方の徳島県の板野郡の3町をサービスエリアとして有線テレビジョン放送事業を行っている控訴人（株式会社ひのき）に対し、控訴人は被控訴人の許諾を受けることなく平成26年4月1日以降継続して放送事業者の地上テレビジョン放送を受信して有線放送（放送法にいう再放送）してきたことに関して、被控訴人が放送局より信託された著作権及び著作隣接権の有線放送権を侵害したものと主張し、有線放送権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として、民法709条、著作権法114条3項及び4項により、3億5913万0024円（被控訴人が平成25年9月4日に文化庁長官に届け出た使用料規程（「本件使用料規程」3条(2)項に定められていた「年間の包括的利用許諾契約によらない場合」での使用料に基づく使用料相当損害金3億2648万1840円（消費税8%込み）、及び1割の弁護士費用3264万8184円の合計額）及び年5分の割合による遅延損害金の支払が求められた事案である。

控訴人（被告）より本件使用料規程の該当条項に対する無効確認の反訴の訴えがあるが本稿ではとりあげない。

本件の原審である東京地判平成31年2月1日（「原審判決」）は、著作権法114条3項の適用に関して、本件使用料規程に従った判断を行いながらも、年間の包括的利用許諾契約を締結せず再放送することをありえないとして、本件使用料規程3条(2)項に定められていた倍額の使用料は認定せず、年間の包括的利用許諾契約を締結した場合の再放送の使用料である本件使用料規程3条(1)項をそのまま適用して、原告（被控訴人）の請求金額の半額にあたる1億7956万5012円（内、使用料相当損害金1億6324万0920円）、及び1割の弁護士費用1632万4092円の合計額）の損害賠

償額を認めた。

これに対して、本件知財高裁は、被控訴人が本件使用料規程を文化庁に届出する以前の平成25年4月17日に、被控訴人を設立する準備段階から全国の各CATVのケーブル放送事業者を会員とする（控訴人も会員であるが、本件に関する委任状を提出していない）一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（「ケーブルテレビ連盟」）と交渉を重ねて合意した使用料（「本件基本合意」）で平成26年度～28年度のものとして定めた使用料（本件使用料規程の約5分の1）を適用して規律されているのが現実であることを重視して、原審の口頭弁論終結後の平成30年12月30日にTPP11関連法案によって施行された著作権法114条4項に基づき本件使用料規程を適用すべきとした被控訴人の主張を「現実の損害の算定方法としてはおよそ非現実的というべき」として排除し、著作権法114条3項に依るものとした上で、基準として本件基本合意の使用料を参酌しつつ、その相当使用料は、「著作権及び著作隣接権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、これらの権利の行使につき受けるべき金銭の額は、通常の利用許諾契約の使用料に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。」として、本件基本合意の一般的な（裁判所ホームページで公開されている（判決の更正手続きが実際になされているかは把握できない）本件判決は「2者契約」としているが、「3者契約」の誤記と理解される）使用料を1.5倍にした額を基準にするのが相当とした上、原審判決が依拠した本件使用料規程の使用料と比較すると約10分の3（1.5/5）（及び本件基本合意により定められていた平成26年度の使用料を半額とする経過規程）にあたる4722万1238円（内、弁護士費用は429万円）の損害賠償額を認めたものである。

なお、後述するように、本件判決において、本件基本合意によりケーブルテレビ連盟との間で定められていた使用料をそのまま適用した場合、徳島県を放送対象地域とする四国放送に対する同系列の讀賣テレビの区域外再放送は、「重複波」等の使用料として、原判決と結果的に同じ数値になるはずであり、また、控訴人のサービスエリアが「欠落波」3波地域として、別途の減額措置が適用されるはずであるが、この点については、本件基本合意に準拠するといっても、裁判所における損害賠償額に関する適正な裁量にも依拠した損害額の認定内容となっている。

また、原審判決及び本件判決ともに、控訴人（被告）が被控訴人（原告）との交渉が決裂した平成26年11月から継続してきた後記区域内使用料である1世帯・1chあたり年額24円の供託を有効なものとして認めず（本件判決は四国放送分も認めていない）、遅延損害金を認めている事案である。

本件は、放送法に関連する多くの背景事情があり、損害額の認定にあたっては、一般的な著作権や著作隣接権侵害と異なる配慮もあったのではないかと推測されるが、事案解決の妥当性検証とは別に、TPP11発効により施行された著作権法114条4項の適用を検討した（結果的に適用排除したものの、3項損害論において実質配慮したとも評価しうる）最初の事案でもあることから、これを紹介する。

第2 本件の背景事情及び判決理由中の交渉経緯

1. 本件の背景事情

本件は、放送法に基づいた地上（デジタル）放送を行う放送事業者とCATVのケーブル放送事業者との間の長年に亘る利害関係の調整問題が絡んだ多岐にわたる背景事情があると理解されるが、事案の理解に役立つため、インターネット等から把握した事項も含め、原典にあたれなかった事項も多いが、本件の背景事情として筆者が理解するところを冒頭にまとめておく。

まず、わが国の民間の地上テレビジョン放送は、キー局といわれる主要5放送事業者である日